

島根県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）について

1. 趣旨

令和 5 年 7 月に、国土利用計画（全国計画）が改定されたことを受け、現行の「島根県国土利用計画」と「島根県土地利用基本計画」を統合し、新たに「島根県国土利用計画・土地利用基本計画」を策定する。

なお、本計画は、「国が定める国土利用計画（全国計画）」を基本とし、「第 2 期島根創生計画」との整合性を図るものとする。

2. 計画の位置付け

- (1) 国土利用計画法第 7 条の規定に基づく国土利用計画（都道府県計画）、同法第 9 条の規定に基づく土地利用基本計画である。
- (2) 島根県の区域における土地の利用に関し必要な事項を定めるものであり、土地利用に関する指針である。
- (3) 県内市町村が定める国土利用計画（市町村計画）の基本となる計画である。
- (4) 土地に関する個別の規制法に基づく諸計画に対する上位計画である。
- (5) 土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制として基準としての役割を果たすものである。

3. 策定の方向性

- ・ 現行の「島根県国土利用計画」と「島根県土地利用基本計画」は、重複する内容が多いことを踏まえ、県民に対して分かりやすいものとするため、統合する。その際、両計画の内容を盛り込んで、一連のものとして記述する。
- ・ 国の国土利用計画の内容と整合を図る。

4. 計画素案の概要

別紙「概要版」のとおり

5. スケジュール

- ・ R 8 年 3 月 島根県国土利用計画審議会（1 回目）[概要説明]
 5 月 島根県国土利用計画審議会（2 回目）[全国計画等の説明]
 7 月 島根県国土利用計画審議会（3 回目）[素案審議]
 9 月 市町村への意見照会
 10 月 パブリックコメントの実施
 11 月 島根県国土利用計画審議会（4 回目）[計画審議]
- ・ R 9 年 1 月 計画決定
 国土交通大臣への報告